

## 南檜山地域・職域連携推進連絡会設置要領

## 1 目的

住民の健康を脅かす主要な疾患である生活習慣病（がん、心臓病、脳卒中、糖尿病等）を予防するためには、個々人の主体的な健康づくりの取り組みに加え、健康教育、健康相談、健康診査等の保健事業により継続した健康管理を支援することが必要である。

このことから、地域保健と職域保健の連携（以下「地域・職域連携」という。）を図り、健康づくりのための健康情報の共有や保健事業の共同実施、さらには健康づくりに関する社会資源の相互活用、生涯を通じた継続的な保健サービスの提供体制の整備を図るため、地域・職域連携推進連絡会（以下「推進連絡会」という。）を設置する。

## 2 実施主体

檜山振興局保健環境部保健行政室

## 3 推進連絡会の組織

- (1) 推進連絡会は5に掲げる関係機関から構成する。
- (2) 推進連絡会には、保健事業等連携事業の企画を行うために、作業部会を置くことができる。
- (3) 推進連絡会は、地域における関係機関への情報提供と連絡調整、健診の実施状況等の健康情報の収集、健康意識調査等によりニーズの把握を行うとともに地域特性を十分に踏まえて、特に4について具体的な連携事業の企画・立案、実施・運営、評価等を行う。

## 4 連携事業内容

- (1) 情報の提供
  - ア 地域保健及び職域保健の保健事業を示す健康情報マップ等の作成による保健事業の活用の促進
  - イ 保健事業に関する普及啓発事業の実施
- (2) 実施計画の策定  
地域保健・職域保健双方の参画により地域の健康課題に対する保健事業実施計画の策定
- (3) 保健活動
  - ア 健康管理体制が十分ではないと考えられる小規模事業所等に対して、健康教育・健康相談等の実施方法を検討し、保健事業を実施
  - イ 生活習慣病等の健康問題を抱える人に対する保健指導を実施
  - ウ 退職等によって職域保健から地域保健に移行する人に対する継続的な健康管理
  - エ その他必要な保健事業の実施

## 5 関係機関

- (1) 地域保健  
江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、檜山振興局保健環境部保健行政室
- (2) 職域保健  
函館労働基準監督署江差駐在事務所、函館地域産業保健センター、檜山管内商工会連合会、新函館農業協同組合、ひやま漁業協同組合、檜山建設協会
- (3) その他関係機関  
檜山医師会、北海道看護協会道南南支部、北海道栄養士会函館支部、道立江差病院

## 6 事務局

檜山振興局保健環境部保健行政室企画総務課に置く。

(付則)

この要領は、平成18年10月1日から施行する。

(付則)

この要領は、平成21年3月25日から施行する。

(付則)

この要領は、平成30年2月28日から施行する。